

# 窓口の開庁時間を 試行的に 短縮します



▲詳細

試行  
期間

6月1日(月)～9月30日(水)

(変更前)

8:30～17:15 ⇒

(変更後)

9:00～16:30

※電話の受付時間と職員の勤務時間は変わりません。(8:30～17:15)

対象  
施設

- 役場本館・西館・北館、防災センター
- 健康づくりセンター（健康増進課のみ）
- 南部地区センター

※幼稚園、保育園、認定こども園、こども交流センター、コミュニティながいずみ（生涯学習課、町民図書館、文化財展示館）、井上靖文学館、学校給食センター、パークゴルフ場、その他指定管理者が管理している施設は変更ありません。

現在行っている窓口業務の延長などは、一部時間を変更して継続します



住民窓口課

(変更前)

(変更後)

①窓口業務延長（毎週水曜日） 17:15～18:30 ⇒ 16:30～18:30

②休日開庁（毎月第2土曜日） 8:30～17:15 ⇒ 9:00～16:30

※①、②は通常の業務と取り扱い業務が異なります。

## ● なぜ受付時間を短縮するの？

町では、住民票などの諸証明のコンビニ交付や、役場に来庁しなくても手続きが可能なオンライン申請などの利用促進に加え、「書かない窓口」の運用拡大など、窓口手続きの負担軽減や時間短縮に向けた取り組みを進めています。一方で、開庁時間と職員の勤務時間が同じであるため、窓口の準備や終了作業は時間外勤務を前提とした対応となっていることから、通常業務の中で業務改善などを行う時間を十分に確保できない状況です。

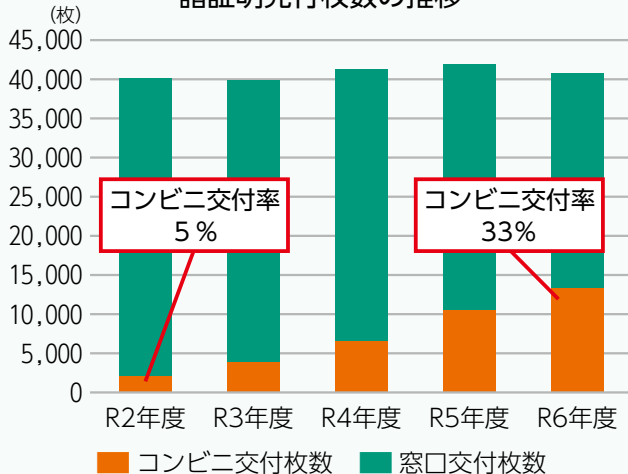
これらの状況を踏まえ、次の目的のため、開庁時間の短縮を実施します。

- ・職員の働き方改革
- ・業務改善などの時間確保による住民サービス向上に向けた取り組みの推進
- ・人件費などの経常経費の削減

## ● サービスの低下にならないの？

コンビニ交付やオンライン申請など、役場に来庁しなくてもできる手続きの拡大や周知を図ることで、窓口開庁時間の短縮の影響を最小限に抑えます。

諸証明発行枚数の推移



### 〈オンライン申請などの状況〉

#### オンライン申請のできる手続き

- ・転出届
- ・住民税、国民健康保険税などの還付申請
- ・放課後児童会入会・退会届
- ・保育園・認定こども園(保育部)利用申込 など

#### コンビニ交付サービスで発行できる諸証明

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・所得課税証明書
- ・戸籍証明書

## ● なぜ、9:00から16:30までの開庁にしたの？

今年、1月19日から1月30日までの10日間にわたり窓口の対応件数を調査した結果、8:30から9:00までが全体の5.5%、16:30から17:15までが全体の7.1%の利用であり、9:00から16:30までの間に約9割の方が窓口を利用していることから、事前に周知を行うことで住民サービスへの影響は最小限に抑えられると判断しました。

窓口対応件数の時間別割合

